

政策提言書

平成23年8月1日

東海・東南海・南海地震による
超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議

静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、
徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国の観測史上最大の地震と強大な津波により東日本の広い範囲において甚大で深刻な被害をもたらした。

国や地方自治体は、被災地域の復旧・復興に向け全力で支援を行っていくことが必要である。

一方、かねてより駿河湾から土佐湾にかけての南海トラフを震源とする東海・東南海・南海地震の3つの地震の発生が危惧されてきており、その発生確率は今後30年以内で60%～87%と切迫度はますます高まっている。

このような3つの地震が連動した超巨大地震がひとたび発生すると、地震による強い揺れと大津波により、東海から九州に至る広い範囲で甚大な被害が発生し、その被害額は国の予算にも匹敵すると想定され、日本の将来や国民の生活を大きく左右する極めて重大で危機的な大災害になることは明らかである。今後、確実に発生が予想されるこの超巨大地震に備え、これまでの「防災」に、助かる命を助ける「減災」の視点を加え、「津波対策の推進に関する法律」の公布・施行を踏まえて、その被害を最小限にとどめるための対策を強化することは、国家として最重要に取り組んでいく課題である。

このため、政府においては、平成23年度補正予算及び平成24年度の予算編成等に際して格別の配慮をいただくなど、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

【政策提言】

- 1 東海・東南海・南海地震の3連動地震が発生した場合の被害想定の早期実施と地震対策大綱及び活動要領等の早期策定
 - ・千年に一度発生する巨大地震・津波をも想定し、最新の知見を用いた被害想定早期実施
 - ・新たな被害想定に基づく地震対策大綱及び応急対策活動要領等の早期策定
 - ・応急対策活動要領に基づく広域的な訓練の実施
- 2 東海地震に係る地震予知精度の向上と東南海・南海地震における地震予知の導入に向けた調査・研究の推進
 - ・地震予知観測網の整備充実
 - ・予知精度の向上に関する調査研究の推進
 - ・地震・津波観測監視システムやGPS波浪計等の観測網の整備促進
 - ・発生メカニズムの解明
- 3 超広域災害に備えた連携体制の構築
 - ・応急救助機関の進出拠点となる総合的な防災拠点の整備
 - ・自治体機能が低下した場合の広域的な支援・受援体制の構築
 - ・都道府県を跨いだ避難者の受け入れ体制の構築
 - ・災害応急対策において人的・物的支援を広域的に実施する体制の確立
 - ・大規模災害等緊急事態に対応できる通信基盤の整備
 - ・大規模災害に備えた医療提供体制の確保
- 4 地震・津波から生命・財産を守る施設等の整備促進
 - ・命の道となる緊急輸送路確保のための高規格幹線道路等の整備促進
 - ・防災インフラの整備促進、既存施設の機能強化のための総合的・恒久的な交付金の創設
 - ・公共施設、社会福祉施設、医療施設、住宅等の耐震化の促進
 - ・危険物施設（石油タンク、高圧ガスタンク等）の安全対策の実施
 - ・地震・津波対策事業の効果を早期に発現させるため、大規模堤防等必要な事業の国直轄化の推進
- 5 新たな「減災」の視点を取り入れた地震・津波対策の推進
 - ・高速道路や鉄道等の既存公共施設への避難路、避難階段の設置
 - ・マンションを「津波避難ビル」として積極活用するための支援制度の創設
 - ・住民への情報伝達の強化

- ・巨大地震・津波への総合的な減災対策を地方の裁量で行える予算制度の創設など、国における財源の確保と積極的な財政支援の実施
- ・防災施設が巨大地震・津波に対しても防災上の機能を発揮する構造基準の早期見直し
- ・津波に強いまちづくりを実現するため、減災対策として地域の実情に配慮した新たな土地利用規制制度の創設

6 大規模災害に対応した被災者生活再建支援制度の創設及び合併特例債の発行期限の延長

- ・現行の被災者生活再建支援制度とは別に大規模災害に対応した被災者生活再建支援制度の創設
- ・防災拠点となる役場庁舎等の整備計画見直しに伴う、合併特例債の発行期限の延長

平成23年8月1日

東海・東南海・南海地震による 超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議

静岡県知事 川勝平太

愛知県知事 大村秀章

三重県知事 鈴木英敬

和歌山県知事 仁坂吉伸

徳島県知事 飯泉嘉門

愛媛県知事 中村時広

高知県知事 尾崎正直

大分県知事 広瀬勝貞

宮崎県知事 河野俊嗣